

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第12号

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則の一部を改正する規則

保健所の使用料及び手数料の減免に関する規則（昭和44年鳥取県規則第21号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p>		<p>(使用料等の免除)</p> <p>第2条 保健所の長（以下「保健所長」という。）は、公衆衛生の向上及び増進を図るために必要と認める次の表の左欄に掲げる事業を実施する場合には、同表の右欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除するものとする。</p>																	
<table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>肝炎ウイルス検査</td><td>平成20年1月1日から平成26年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成26年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	略			<table border="1"><thead><tr><th>事業</th><th>対象者</th></tr></thead><tbody><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>肝炎ウイルス検査</td><td>平成20年1月1日から平成25年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></tbody></table>	事業	対象者	略		肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成25年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者	略		
事業	対象者																		
略																			
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成26年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者																		
略																			
事業	対象者																		
略																			
肝炎ウイルス検査	平成20年1月1日から平成25年3月31日までの間に、肝炎ウイルス検査（C型肝炎ウイルス検査又はHBs抗原検査に限る。）を受ける者																		
略																			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。